

第4次総合振興計画における課題・論点
(基本構想における施策の大綱)

第 4 次総合振興計画基本構想の課題・論点（1）自然と調和したゆとりある都市づくり（都市整備）

◆現計画の取組状況

本市には黒目川・新河岸川沿いの田園風景、貴重な湧水などの自然があり、都心への交通の利便性との相乗効果によってまちの魅力を高めています。また、基地跡地の貴重な空閑地などのオープンスペースも残されています。 このような特性を失わないようにするだけでなく、さらに積極的にそれをまちづくりに活かしていくために、緑の風景や自然を大切にしながら、バランスの取れた都市整備を進めます。また、誰にとっても暮らしやすい住環境をつくるため、人にやさしいまちづくりを進めます。	
基本構想記載内容	達成状況・取組実績
市内各地域の特性を踏まえた土地利用および市街地整備を進めるとともに、市街化調整区域や旧暫定逆線引き地区については地域住民の合意形成を図り、生活基盤の整備に留意しつつ自然と調和したまちづくりに努めます。	・広沢土地区画整理事業が完了（平成 18 年 3 月） ・朝霞駅南口駅前広場及び朝霞駅南口地下自転車駐車場の供用開始（平成 19 年 7 月末） ・朝霞駅北口周辺地区整備事業の完成（平成 20 年 3 月末） ・高度地区の決定（平成 21 年 5 月） ・都市計画マスタープラン策定【中間見直し】（平成 25 年度～平成 27 年度） ・市内に 5 地区ある旧暫定逆線引き地区を市街化区域に編入し、準防火地域の指定及び地区計画の決定（平成 23 年 1 月） ・旧暫定逆線引き地区の下水道事業 ・旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画策定（平成 26 年 4 月）
基地跡地は、緑の拠点機能など多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点であり、市民の合意形成を積極的に進め、まちづくりの重要な核として市民にとって有効な活用を図ります。	・基地跡地整備計画とりまとめ（平成 19 年 12 月） ・基地跡地歴史調査報告会の開催（平成 23 年 7 月） ・基地跡地暫定利用広場（朝霞の森）オープン（平成 24 年 11 月） ・朝霞の森運営委員会の設置（平成 26 年 1 月） ・市民が集めた朝霞の歴史展の開催（平成 26 年 2 月） ・基地跡地利用計画見直し検討委員会を設置（平成 26 年 3 月）
幹線道路の機能向上を体系的・計画的に進めるとともに、生活道路や上下水道施設の整備や維持管理などにおける質の向上をめざし、人にやさしい都市基盤の確立に努めます。	・一般国道 254 号和光富士見バイパス 第 1 期整備区間 暫定 2 車線供用開始（平成 22 年 4 月） ・岡通線一部（根岸台 5 丁目）の供用開始（平成 24 年 10 月） ・新河岸川通線の廃止（平成 25 年 2 月） ・駅西口富士見通線一部区間の供用開始（平成 25 年 10 月） ・都市計画道路の検証・見直し指針（県）に基づく作業（平成 25 年度～平成 26 年度） ・道路整備基本計画の見直し（平成 25 年度～平成 28 年度） ・道路あんしん緊急アクションプログラム 改良対象となる交差点等 100 箇所を選定し、5 箇年計画（1 年に 20 箇所）で実施（平成 25 年度～平成 29 年度）
市民とともにまちの緑化を進めるとともに、残された樹林地や緑地は、地権者等との合意を得ながら、市民との協働によりその保全・活用に努めます。	・花と緑のまちづくり事業の実施（平成 19 年 4 月）（駅前広場にプランター設置、市道 1000 号線に花の植栽） ・埼玉県による水辺再生 100 プラン推進事業でわくわく田島緑地を整備（平成 23 年 6 月） ・緑の基本計画策定【中間見直し】（平成 25 年度～平成 27 年度） ・生産緑地地区の追加指定を開始（平成 24 年度～） ・特別緑地保全地区の指定【代官水・根岸台 4 丁目・根岸台 8 丁目】（平成 26 年 3 月） ・保護地区、保護樹木の指定【26 地区・8.9ha・126 本】（平成 26 年 3 月末現在） ・向原公園の北側通路と一部種子舗装の完了（平成 23 年 3 月）
誰もが快適に利用できる都市公園の計画的な整備を進め、住民参加等による維持管理を促進するとともに、河川環境の維持・向上を図り、景観に配慮したまちづくりを通じて、潤いのある都市空間の形成を進めます。	・三原公園、宮戸ワタ公園、浜崎峡公園の開園（平成 20 年 4 月） ・あさかの公園で楽しみ隊による市民報告会の開催（平成 23 年 7 月） ・景観計画策定（平成 24 年度～平成 27 年度） ・黒目川まるごと再生プロジェクト事業を実施（平成 24 年度～平成 28 年度）

◆大柱ごとの現況・成果（ ）は H22 年の値

大柱	行政評価結果	市民満足度	現況（他市比較含む）
(1) 土地利用	集計中 (1.67)	0.381 (0.031)	○朝霞市の市域（1,838ha）の 34.6%が宅地に利用され、田・畑や山林、原野などの自然的な土地利用は、全体の 25.8%となっている。 ○市域の 58.0%が市街化区域となっている。用途地域は 1064.0ha が指定されているが、その約 8 割は住居系の用途地域である。この 10 年で変化はない。 ○市民満足度をみると、不満に感じる市民の割合は 18.0%で 3 位（32 項目中）。
(2) 道路・橋梁	集計中 (1.67)	0.199 (0.157)	○市道実延長や歩道整備状況は、近隣 5 自治体と比べ大きな差は見られない。歩道は、県内全市平均と比べても整備が進んでいる。都市計画道路の整備は、当初の目標を超えるペースで進んでいる。 ○生活環境への不満で、「歩道がない（狭い）ので、徒歩や自転車で出かけるのが危険」が 1 位、「道路が狭いなどにより、渋滞や事故が多い」が 3 位。 ○市民満足度をみると、不満に感じる市民の割合は 21.5%で 2 位、満足度ポイントはワースト 4 位（32 項目中）
(3) 公園・緑地・河川	集計中 (2.00)	0.716 (0.557)	○朝霞市の公園面積は、都市公園法施行令で示される標準（市民 1 人当たり 5 m ² /人以上）の半分程度、県内全市平均の 1/5 程度となっている。しかし近隣 5 自治体には県内全市平均と同等である自治体がある一方、朝霞市の水準以下である自治体もみられる。 ○生活環境の良い点で、「緑地や農地が多く、自然を身近に感じる事が出来る」が 3 位。 ○市民満足度をみると、満足している市民の割合は 63.1%で 3 位、満足度ポイントは 4 位（32 項目中）。
(4) 上水道・下水道	集計中 (2.00)	0.807 (0.788)	○上水道については、水道水の有効利用を示す有効率が近隣 3 市に比べ低い（朝霞市 93.3%）ことから、漏水等の現状を把握することが求められる。 ○下水道については、普及率が 96.7%となり、近隣 5 自治体中でも 2 番目に高い値となっている。H17 から H23 までの間で約 2 ポイント増加するなど着実に整備が進んでいる。 ○市民満足度をみると、満足している市民の割合は 63.9%で 2 位、満足度ポイントは 2 位（32 項目中）。
(5) 景観	集計中 (2.00)	0.290 (0.246)	○市民満足度をみると、不満に感じる市民の割合は 10.5%で 8 位（32 項目中）。
(6) 住環境・住宅	集計中 (2.00)	0.260 (0.101)	○市民満足度をみると、不満に感じる市民の割合は 11.9%で 5 位（32 項目中）。
平均	集計中 (1.89)	0.442 (0.313)	○市民満足度は、全分野の平均よりも高くなっている。 ○H22 と比較すると、全ての大柱で市民満足度が向上しており、特に大柱(1) (3) (6)で大幅に向上している。平均でも大幅に向上している。
全分野の平均		0.395 (0.348)	

◆社会経済の潮流（国・県等の動き）

都市構造の転換	○産業構造の変化や少子・高齢化、人口減少などの社会の変化を背景に、まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むことをめざし、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコマチ法）」が制定（H24）され、各市町村による低炭素まちづくり計画の作成など、都市の低炭素化に向けた取組がスタートした。
都市の劣化への対応	○我が国の社会資本は急速な老朽化の進行が懸念されており、筐子トンネルの崩落事故等を踏まえ、老朽化した道路ストックの適切な管理が求められている。社会資本の計画的な維持管理・更新、長寿命化などの経営管理マネジメント（アセットマネジメント）の重要性が認識され、導入が進められている。
災害に強いまちづくり	○東日本大震災以降、防災、減災に配慮したインフラ・公共施設の耐震化や防災拠点化が進められている。また、震災によってインフラネットワークが絶たれたことによるエネルギー問題や情報途絶問題が顕在化したことで、震災時も最低限のインフラが継続的に利用できるよう、分散型エネルギーの導入や情報ネットワークの多重化等が進められている。
豪雨対策	○近年、局地的な大雨（ゲリラ豪雨、ゲリラ雷雨）の発生回数の増加に伴い、洪水、がけ崩れ、土石流などの被害も増加している。特に都市部では内水氾濫への対応が求められている。
アダプト制度の普及	○地域住民と行政が協働で道路や公園の維持管理や清掃を行う「アダプト制度」が全国で導入されており、美化意識向上、地域への愛護心の醸成、経費節減などの視点から、新しいパートナーシップの形として注目されている。

◆これからのまちづくりへの市民意見・市民ニーズ（市民意識調査、青少年アンケート結果から）

農地のあり方	○今後の市街地内の農地について、「基本的に農地として維持しながら、市民農園や観光農園等として活用する」が 59.5%、「現在のまま保全する」が 19.4%、「都市の発展のため、農地から都市的土地利用へ転換すべきである」が 17.2%。
自然環境のあり方	○今後の自然環境について、「現在の自然環境を維持しながら、公園、緑地などをふやす」が 65.9%、「現在のまま保全する」が 29.4%、「都市として発展するために自然環境が多少損なわれても仕方がない」が 3.0%。
取組の重要度、優先度	○重要度の高い取組として、「上水道・下水道」が 1 位、「ごみ・し尿処理」が 3 位。 ○重要度が高く満足度が低い取組（優先的に対策が必要な取組項目）※として、「道路・橋梁」「土地利用」。
まちづくり(都市整備分野)への市民参加意欲	○まちづくりに参加したい市民の関心の高い分野は、「都市計画や景観形成に関わる活動」が 6 位（21.2%が興味があると回答）。

◆次期計画に向けた課題・論点

【土地利用】 ○都市計画マスタープランの中間見直しと総合振興計画との連携 ○国道 254 号バイパス整備と一体的なまちづくり ○東洋大学周辺の市街化調整区域のまちづくり ○基地跡地利用計画の見直し ○公共施設の大規模跡地や住工混在地域等における用途地域の見直し ○根岸台 5 丁目土地区画整理事業の完了に向けた支援 【道路・橋梁】 ○都市計画道路の観音通線等の整備と都市計画道路の見直し ○交通安全対策の推進（ゾーン 30、道路あんしん緊急アクションプログラム等） ○「道路・橋梁」については、重要度は高く満足度が低い取組項目であることから、早急な対策が必要と考えている。多くの市民が不満に感じている「歩道の整備」については、関係地権者との交渉の問題、用地取得に係る費用の問題があり、一気に進捗しない難しさがある。 ○歩行者の安心・安全のため、歩道拡幅路線の用地交渉に努める。それとともに、歩道整備が困難な箇所は、路面標示など他の安全対策を実施し、安全な歩行環境の確保に努める。 ○「朝霞市道路整備基本計画」の見直しを行い、計画的な道路整備を進めていく。当面の道路整備については、平成 26 年 4 月に策定した「旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画」に基づき取り組んでいく。 ○橋梁については、平成 12 年度から順次落橋防止対策に取り組んでおり、平成 25 年度末までに 13 橋中―10 橋の対策が終了しており、今後も計画的に取り組んでいく。 ○平成 24 年度に市内 33 橋の点検を行い「朝霞市橋梁長寿命化計画」を策定した。点検の結果、早期架け替えが必要となる重大な損傷のある橋梁は無い。今後は、この計画により予防保全的修繕を行い、限られた財源の中で効果的な維持管理を行っていく。 【公園・緑地・河川】 ○公園の整備、特別緑地保全地区の指定等による緑地の保全・創出 ○河川や緑地における生物多様性の確保の取組み（緑の基本計画の見直し） ○既存の公園配置に地域的な偏在が見られることから、必要な場所に適切な規模の公園整備が求められる。 ○公園施設の安全性の確保や老朽化した施設の更新 ○公園の維持管理費の検証 ○公園は、コミュニティにおける交流の場であるが、ゴミの投棄や夜間騒音、犬のフンの不始末など公園利用者のマナー低下により公園が迷惑施設となっている。 ○緑地の保全管理は、地権者や近隣住民の理解・協力が必要である。 ○公園や緑地などの用地取得は多大な費用を伴う。 【上水道・下水道】 ○ゲリラ豪雨等に対応した浸水被害の軽減対策と雨水の流出抑制 ○旧暫定逆線引き地区の下水道整備の推進 ○下水道施設の老朽化対策（長寿命化への取組み） ○市内で度々問題となる水道水の濁り水を抑制して、浄水水質の向上を図る。濁り水発生の原因となる老朽管の更新や水道管内の水道水の流れの安定化が必要である。 ○大規模地震による被災を最小限にとどめるため、水道施設（取水施設・導水管・浄水場・配水管等）の耐震化を図る。また、朝霞市水道の約 70%を担う埼玉県営水道が自然災害や水質事故等により供給不可となった場合でも、地下水（深井戸）による一定の給水を確保する。 ○水道料金収入の基となる給水量は近年横ばいから微減傾向で、将来的にも減少傾向が予想される。今後、更新を迎える施設設備については、需要と供給のバランスから過剰投資の無い適正な規模とし、更新費や維持管理費の低減を図ることが必要である。 【景観】 ○景観計画、景観条例による良好な景観形成を図る（平成 28 年 4 月景観計画施行予定） 【住環境・住宅】 ○密集した市街地の防災性の向上（住宅の耐震化・不燃化促進、道路の拡幅等） ○開発許可等の申請を適正に審査することで、良質な宅地水準が整備・確保されることとなるため、さらに運用基準等を策定し、実効性を高める必要がある。 ○今まで以上に周辺住宅地との調和等を促進し―良好な近隣関係や住環境の保持・向上を図る場合は、開発手続き条例とあわせて―関連部署による地区計画等の実効性が担保される方策の活用が必須と考える。

第 4 次総合振興計画基本構想の課題・論点(2) 安全で快適な生活環境づくり(生活環境)

◆現計画の取組状況

安全な暮らしは日常生活の最も基本的な条件ですが、近年、全国的に治安や災害などに対する人々の不安が増大しています。また、ごみの減量化や再資源化など環境問題への市民の関心も高まっています。	
都市の利便性を享受し快適に暮らす前提条件として、地域の多様な実状に合わせた安全性の確保とともに、日頃からの地域住民の交流や活動を通じて、市民の間の親近感や連帯感を高め、安心・安全に暮らせる環境をつくります。また、省資源・省エネルギーや環境への負荷の軽減に配慮した循環型社会をめざします。	
基本構想記載内容	達成状況・取組実績
震災や水害など災害に強い都市づくりを進めるとともに、周辺市や民間企業などとも連携しながら、災害時などにおける救援体制の確立を図ります。	・既存建築物の耐震診断・耐震改修補助制度の実施（平成 16 年 4 月～） ・朝霞市洪水避難マップ の作成 ・朝霞市地震防災マップ の作成 ・災害協定を、行政機関や民間団体の 34 団体と締結 ・全国瞬時警報システム（J－A L A R T）の運用開始（平成 23 年 10 月） ・小、中学校における放射線量の測定と除染 ・福島県須賀川市へ被災地支援として職員を派遣（平成 23 年～） ・防災行政無線戸別受信機（防災ラジオ）の有償配付の実施 ・防災行政無線の放送内容が確認できる音声確認ダイヤル（通話無料）の実施 ・平成 26 年度から朝霞市地域防災計画の見直しの着手 ・ゲリラ豪雨等を想定した道路の緊急改善対策について、昨年から設計に着手、今後は対策工事を実施
警察や消防などの関係機関と一体となって、市民との連携を図りながら、市民の主体的な防犯・防災活動や交通安全活動などを支援し、地域における住民生活の安全性の向上を図ります。	・自主防災組織リーダー養成講習の実施（平成 23 年 10 月） ・三原連合町内会自主防災会と地域防災訓練の実施（平成 23 年 11 月） ・自治連 4 区との防災訓練の実施（平成 24 年 11 月） ・総合防災訓練の実施(平成 25 年 9 月) ・消防出初め式の実施 ・消防連合点検の実施 ・朝霞市駐車場防犯照明設備設置補助金制度の創設（平成 19 年 4 月） ・第 2 次朝霞市防犯推進計画の策定（平成 23 年 3 月） ・暴力団排除条例の施行(平成 25 年 4 月) ・生活協同組合さいたまコープ による見守り活動に関する協定書締結 ・空き家等の適正管理に関する条例の施行(平成 25 年 10 月) ・消費生活相談体制の充実（平成 21 年 11 月）
高齢社会の到来などを踏まえ、誰もが自由に安全に移動できるよう、利用しやすい交通機能の向上やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに努めます。	・市内循環バス特別乗車証の導入 ・市内循環バス運営事業 朝霞市内循環バス検討委員会を設置し、平成 25、26 年度の 2 年間で既存路線などの見直しの検討を実施
環境悪化の防止と環境保全のための活動に行政が率先して取り組むとともに、市民の主体的な活動をより積極的に支援し、まち全体で環境にやさしいまちづくりに努めます。	・第 2 次朝霞市環境基本計画の策定 ・電気自動車充電施設の完成(平成 25 年 10 月) ・環境マネジメントシステムによる環境管理 ・第 2 次朝霞市地球温暖化防止対策実行計画による温室効果ガスの抑制・削減
市民や事業者の理解と協力により、ごみの排出量の抑制やリサイクルの推進を図り、市民と事業者と行政とが一体となって循環型社会の構築をめざします。	・第 5 次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定 ・プラスチック類処理施設の稼働

◆大柱ごとの現況・成果（ ）は H22 年の値

大柱	行政評価結果	市民満足度	現況（他市比較含む）
(1) 防災・消防・救急	集計中 (2.00)	0.473 (0.519)	○火災発生状況については、近隣 5 自治体と比べ大きな差は見られず、近年は件数・死傷者数とも減少傾向にある。 ○日ごろの災害への備えとして市民が行っていること（割合）は、「懐中電灯、携帯ラジオの準備」が 68.5%、「非常食や飲料水を準備」が 56.4%、「家具類の転倒防止」が 41.1%、「家族との連絡方法、集合場所の確認」が 35.9%。
(2) 交通	集計中 (2.50)	0.231 (0.314)	○交通事故発生件数や死傷者数は県内全市平均の半分程度であり、近隣 5 自治体と比べ大きな差は見られないが、平成 22 年以降は増加に転じているため、事故発生原因に特化した対策が求められる。 ○生活環境の良い点で、「鉄道やバスなどの、公共交通機関が発達しており利便性が高い」が 1 位。＊ ○一方、市民満足度をみると、不満に感じる市民の割合は 24.7%で 1 位、満足度ポイント※はワースト 5 位（32 項目中）。＊ 都心へのアクセスへの満足度は高いが、市内の移動や交通安全対策には不満を感じていることがうかがえる。
(3) 環境	集計中 (2.00)	0.366 (0.233)	○公害については、苦情件数が近隣 5 自治体の中で最も少なく、平成 17 年以降減少となっており、平成 27 年度目標値（苦情件数 0 件）に近づきつつある。 ○市民満足度をみると、不満に感じる市民の割合は 11.7%で 6 位（32 項目中）。＊
(4) ごみ・し尿処理	集計中 (2.00)	0.840 (0.711)	○1 人当たりのごみ収集量は県内全市平均を下回り、既に平成 27 年度の目標値も下回っているが、近隣 5 自治体の中では 2 番目に多いことから、引き続き、ごみの減量化・再資源化に向けた取り組みが求められる。 ○市民満足度をみると、満足している市民の割合は 67.1%で 1 位、満足度ポイントは 1 位（32 項目中）。＊
(5) 生活	集計中 (2.00)	0.651 (0.618)	○刑法犯認知件数は県内全市平均の 2/3 程度で、近隣 5 自治体と比べ大きな差は見られず、近年は概ね減少傾向となっている。 ○人口千人当たりの消費生活相談件数は近隣 5 自治体中 4 番目に多く、県内全市中では、15 番目に多い状況となっている。 ○市民満足度をみると、満足している市民の割合は 56.3%で 6 位（32 項目中）。＊
平均	集計中 (2.10)	0.512 (0.479)	○市民満足度は、全分野の平均よりも高くなっている。 ○H22 と比較すると、大柱(1)(2)では市民満足度が低下しているが、他の大柱では向上しており（特に大柱(3)（4）で大幅に向上）、平均では向上している。
全分野の平均		0.395 (0.348)	

◆社会経済の潮流（国・県等の動き）

防災への意識・ニーズの高まり	○東日本大震災以降、緊急時の対応マニュアルの作成や事業継続計画（ＢＣＰ）などの仕組みの構築とともに、近所や地域コミュニティで助け合う「共助」、災害時要支援者対策などの重要性が認識された。とりわけ自治会・町内会の重要性が再認識されるとともに、自治会の中に組織される自主防災組織の組織率向上、機能強化に向けた動きが各地で行われている。 ○近年では局地的な大雨（ゲリラ豪雨、ゲリラ雷雨）による都市部での内水氾濫が多発しており、首都直下型地震等の大規模災害に加え、頻発する豪雨災害への対策が求められている。
地域公共交通対策	○バリアフリー新法や移動等円滑化の促進に関する基本方針の改定など、高齢化社会に向けた交通環境の整備が進められようとしている。コミュニティバスなど、交通弱者への地域公共交通対策が求められている。 ○内閣府の第９次交通安全計画（Ｈ23）では、高齢者や子ども、歩行者や自転車の安全確保が重要課題として挙げられている。
環境保全	○京都議定書が採択（Ｈ9）（Ｈ17 発効）され、国際的な地球温暖化対策が進められてきたが、めまぐるしい発展途上国の経済成長を考えると、今後はそれらの国も含めた対応策を世界全体で考えていく必要がある。我が国においても、京都議定書の第一約束期間が終了した後の長期的な地球温暖化対策の計画の策定が求められている。 ○生物多様性基本法が制定（Ｈ 20） されるなど、生物多様性の損失を食い止めるための取り組みが進められている。 ○東日本大震災による原子力発電所の事故によってもたらされた、放射性物質の飛散による環境汚染への脅威は、国民生活に今なお不安と混乱を与えている。原子力発電に依存したわが国のエネルギー政策の是非が議論されている。
ごみ・リサイクル政策の動向	○循環型社会形成推進基本法の制定（Ｈ12）を受け、包装容器、家電、食品、建設、自動車等のリサイクルに関する個別法の整備がなされ（～Ｈ17）、国をあげて 3R が推進されてきた。基本法施行から 10 年が経過し、「第三次循環型社会形成推進基本計画」（Ｈ25）では、これまで進展した「廃棄物の量」に着目した施策に加え、「循環の質」にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組の強化や、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R 国際協力の推進が新たな政策の柱として掲げられている。
地域による防犯活動	○防犯パトロールなど、地域による防犯活動が各自治体で盛んに行われている。
消費者政策の動向	○消費者保護基本法を抜本的に改正した消費者基本法の制定（Ｈ16）、消費者庁関連三法の制定、消費者庁の発足（Ｈ21）、消費者安全法改正による消費者安全調査委員会の設置、特定商取引法改正による押し買いの規制（Ｈ24）等、消費者政策が進められてきた。

◆これからのまちづくりへの市民意見・市民ニーズ（市民意識調査、青少年アンケート結果から）

望ましいまちの姿	○望ましいまちのイメージで多いのは、「安心・安全な」、「快適な」、「便利な」。青少年では、「安心・安全な」、「便利な」、「快適な」。 ○朝霞市をどのようなまちにしたいのかについて、「だれもが安全で安心して暮らせるまち」が 1 位。青少年でも同じ。
取組の重要度、優先度	○重要度の高い取組として、「防災・消防・救急」が 2 位、「ごみ・し尿処理」が 3 位。 ○重要度が高く満足度が低い取組（優先的に対策が必要な取組項目）※として、「環境」。
災害対策へのニーズ	○災害発生時の心配として多いのは、「水道や電気等のライフラインの確保」、「家族の安否の確認方法」、「食料品等の確保」、「家屋の倒壊・損傷・焼失」。 ○災害対策として行政に期待することで多いのは、「避難者用の食料・水、日常生活用品等の備蓄」、「災害時の医療・救護体制の整備」、「災害時の情報提供や普段の防災広報」、「避難場所など防災拠点の整備」。
まちづくり（生活環境分野）への市民参加意欲	○まちづくりに参加したい市民の関心の高い分野は、「地域の美化や環境保全に関わる活動」が 2 位（30.7%が興味があると回答）、「交通安全や地域防犯（見守り）に関わる活動」が 7 位（19.8%が興味があると回答）。 ○青少年がまちづくりに役立てることは、「家庭ごみの減量・リサイクル活動」が 1 位（53.3. %が役立てると回答）、「まちの美化・緑化活動」が 2 位（47.5%が役立てると回答）、「自然や環境を守る活動」が 4 位（38.5%が役立てると回答）、「防犯・防災活動」が 6 位（23.1%が役立てると回答）。

◆次期計画に向けた課題・論点

【災害対策】 ○平成 20 年度（2008 年）に策定した「地域防災計画」に基づき、総合的な防災対策を進めています。首都直下型地震の発生が懸念される中、災害対策も日々進展しつつあります。このようなことを踏まえ、災害に強いまちづくりを推進していくため、全市的な危機管理体制の強化、関係機関との連携、防災施設等の整備を進めていく必要があります。 ○平成 10 年 10 月に広域化された常備消防は、埼玉県下で 5 番目の規模の消防本部となり、今までに国際消防救助隊への登録や、消防救急援助隊の登録をしています。また、平成 24 年 10 月には県下で 2 番目の設置となる高度救助隊が発足したことで、更に大規模災害等の対応が可能となりました。また、高齢化社会の到来や大規模災害の発生が予想される中、引き続き消防救急体制を充実する必要があります。 地域防災の中核を担う消防団は、人員の確保を努めるとともに災害時の対応能力の向上を行い、あわせて資機材の充実を進めていく必要があります。 ○大規模災害発生時に被害を最小限にとどめるためには、地域における防災力を強化する必要があります。 発災時に地域住民の自助、共助の取り組みが大きな力を発揮することから、自治会等による自主防災組織や、地域における防災リーダーの育成を行うとともに、地域防災の中核を担う消防団との連携を進めていく必要があります。 ○大地震の予想が報道され、戸建住宅やマンションの耐震化について重要度が増している。今後も、これまで以上に耐震化を推進する必要があるが、大規模な分譲マンションでは耐震診断、耐震改修は多額の費用がかかることもあり入居者の合意形成を得ることが難しい状況であることも課題となっている。 大規模なマンションは、補助金額も高額となることから国庫補助を積極的に活用し、今後の耐震化率の推移や社会経済状況など勘案しながら国及び近隣市を参考に、補助水準など厳しい財政状況を踏まえて検討する必要がある。 ○市内には、近年の局地的な大雨に対して内水氾濫する箇所があり、今後においても緊急雨水対策として、排水施設の整備を推進する必要がある。 【環境】 ○安心安全の生活環境を保全するため、本市における水質、大気等の状況を継続的に捉える必要がある。また、苦情件数は減少傾向にあるものの、騒音・振動・悪臭等の公害対策も引き続き取り組んでいく必要がある。 ○本市の魅力である快適で住み良い環境を形成してきた新河岸川、黒目川などの河川や、雑木林、段丘斜面林などの自然環境をこれからも保全する必要がある。 ○環境に負荷を与えない社会を構築するためには、市民・事業者・行政が共通認識の下、相互に連携を高め積極的に推進し、かつ、広域的に取り組み、低炭素社会の構築を目指す必要がある。 【ごみ・し尿処理】 ○景気回復とともに、ごみの排出量は増えることが懸念されることから、ごみの減量化及び再資源化をさらに推進するため、市民・事業者・行政の 3 者が連携して、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組む必要がある。 ○本市のごみ処理施設の一部は老朽化しており、施設の更新に向けて検討する必要がある。 ○し尿処理人口は、都市化とともに減少しているが、今後においても、一定のし尿処理が見込まれることから、朝霞地区一部事務組合が計画しているし尿処理体制を維持していく必要がある。 【生活】 ○少子高齢化、高度情報化、国際化などの進展に伴う社会経済情勢の変化により、消費者問題も複雑・多様化している。関係機関と連携・協力を図り、消費者を取り巻く環境の変化に応じた消費者施策を推進する。 ○犯罪発生の抑止力として地域の見守りは重要であるため、地域コミュニティによる活動体制づくりを推進していくことが、今後も必要である。
--

第 4 次総合振興計画基本構想の課題・論点 (3) みんなで支え合う健やかな社会づくり (福祉・健康づくり)

◆現計画の取組状況

若年層が多く、子どもも増えていることが本市の特徴である一方、今後は団塊の世代が高齢期を迎えるなど、市民の高齢化が急速に進むことが予想されます。 この対照的な人口の動きの中で、どの世代も住み続けたいと思えるよう、増加する子育てニーズへの対応を図るとともに、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを積極的に進めます。また、障害児・者や低所得者への支援など、総合的な福祉サービスの質を高めるとともに、地域社会全体で支え合う誰にでもやさしい福祉のまちをつくります。		
基本構想記載内容	達成状況・取組実績	
増加する若い世代が住み続けられるよう、多様なライフスタイルに合わせた子育て支援策の充実に努めます。	・ねぎしだい児童館の開館（平成 18 年 4 月） ・ひざおり児童館の開館（平成 21 年 11 月） ・乳幼児医療費（こども医療費）の対象年齢の拡大（平成 22 年 1 月） ・あさか子どもプラン（朝霞市次世代育成支援行動計画・後期計画）（平成 22～26 年度）の策定（平成 22 年 3 月）	・放課後児童クラブの受け入れ学年の拡大（平成 24 年 7 月） ・こども医療費の対象年齢の拡大（平成 25 年 8 月） ・認可保育園の開設（民設保育園 15 園）（平成 18～26 年度） ・放課後児童クラブの定員拡充（435 人）（平成 18～26 年度）
誰もが住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域の NPO や医療・保健機関、介護事業者などとの連携を進め、介護予防や医療・福祉（介護）サービスの質の向上を促進します。	・地域包括支援センターの設置（5 ヶ所）（平成 19 年 4 月） ・高齢者安心見守り通報システム事業の開始（平成 20 年 4 月） ・第 4 期高齢者福祉計画（平成 21～23 年度）の策定（平成 21 年 3 月） ・高齢者バス共通カードの配布（平成 21 年 5 月） ・高齢者バス・鉄道共通カードの配布（平成 22 年 7 月）	・乳酸飲料配付サービスの開始（平成 23 年 4 月） ・新聞販売店による見守り活動事業の開始（平成 23 年 4 月） ・安心見守り連絡カードの配付（平成 24 年 6 月） ・第 5 期高齢者福祉計画（平成 24～26 年度）の策定（平成 24 年 3 月） ・特別養護老人ホーム朝光苑の増床（床）（平成 25 年 4 月）
高齢者の学習や就業への意欲に対応できる環境を整え るとともに、世代間交流などを進め、その豊富な知識 や経験をまちづくりに活かすように努めます。	・根岸台市民センターシルバーサロン開設（平成 18 年 4 月） ・弁財市民センターシルバーサロン開設（平成 20 年 2 月） ・栄町高齢者地域交流室の開所（平成 21 年 10 月） ・膝折市民センターシルバーサロン開設（平成 21 年 11 月）	・シアスポーツフェスティバルの開催（平成 25 年 5 月） ・彩夏ちゃん健康長寿プロジェクト推進事業（ぐらんば育児支援事業）の開 始（平成 24 年 7 月）
子どもや高齢者、障害児・者などが、日常生活の中 でいつでも安心できる地域環境を整えるため、住民 の自主的な活動を支援しながら、地域福祉の充実を 図ります。	・手話通訳者等派遣事業の実施（平成 20 年 10 月） ・育み支援バッチャルセンターの開設（平成 21 年 4 月） ・障害者就労支援センターの開設（平成 21 年 10 月） ・第 2 期地域福祉計画（平成 23～27 年度）の策定（平成 23 年 3 月） ・あさか福祉作業所の利用定員の拡大（平成 23 年 4 月） ・はあとびあ障害者相談支援センターの開設（平成 23 年 4 月） ・第 4 次障害者プラン（平成 24～28 年度）及び第 3 期障害福祉計画（平成 24～26 年度）の策定（平成 24 年 3 月）	・障害者虐待防止センターの開設（平成 24 年 10 月） ・障害者配食サービス事業の開始（平成 25 年 4 月） ・高齢者・障害者家具転倒防止器具等設置補助制度の実施（平成 25 年 10 月） ・障害児放課後児童クラブ及び子育て支援センターを開所（平成 25 年 10 月）
低所得者への支援など社会保障制度の適正な運営 によるセーフティネットの充実を進めます。	・年金相談の開始（平成 20 年 6 月） ・離職者等に対する住宅支援給付事業の開始（平成 21 年 10 月） ・国民健康保険税軽減の拡充（平成 22 年 4 月） ・生活保護受給者に対する就労支援相談員制度の導入（平成 23 年 2 月）	・生活保護相談時における面接相談員制度の導入（平成 23 年 11 月） ・国民健康保険一部負担金の免除及び徴収猶予に関する取扱要綱の制定 （平成 26 年 2 月）
乳児期から高齢期までの各ライフステージにおける健康 な生活の実現をめざし、保健事業の充実や医療・健 康情報の提供等に努め、健康づくりの環境整備を図 り、市民一人ひとりの主体的な健康増進への取り組 みを支援します。	・第 1 期特定健康診査等実施計画（平成 20～24 年度）の策定（平成 19 年 3 月） ・後期高齢者医療制度の創設（平成 20 年 4 月） ・後期高齢者保養施設利用補助の実施（平成 20 年 10 月） ・国民健康保険特定健康診査の実施（平成 20 年 7 月） ・後期高齢者健康診査・人間ドックの実施（平成 20 年 7 月） ・乳児家庭全戸訪問事業の開始（平成 21 年 1 月） ・女性特有のがん検診推進事業（無料クーポン券）の開始（平成 21 年 4 月） ・未熟児訪問指導の開始（平成 22 年 4 月） ・子宮頸がん・ヒパ・小児用肺炎球菌ワクチン接種事業の開始（平成 23 年 1 月） ・高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用一部助成の開始（平成 24 年 4 月） ・がん検診推進事業（大腸がん検診無料クーポン券）の開始（平成 24 年 4 月） ・国保・後期高齢の人間ドック検診を 4 市以外の検査機関へ拡充（平成 24 年 7 月）	・彩夏ちゃん健康長寿プロジェクト推進事業（団地まるごといきいき事業） の開始（平成 24 年 7 月） ・彩夏ちゃん健康長寿プロジェクト推進事業（わくわくど・む DE 健康づくり 事業）の開始（平成 24 年 7 月） ・小児救急医療寄附講座の設置（平成 24 年 10 月） ・第 2 期特定健康診査等実施計画（平成 25～29 年度）の策定（平成 25 年 3 月） ・未熟児養育医療給付事業の開始（平成 25 年 4 月） ・がん検診推進事業費補助金の開始（平成 25 年 4 月） ・風疹ワクチン接種費用一部助成の開始（平成 25 年 6 月） ・メンタルチェックシステム「こころの体温計」の導入（平成 25 年 9 月） ・こくほの総合健康診査の実施（平成 25 年 10 月） ・あさか健康プラン 21（第 2 次）（平成 26～34 年度）の策定（平成 26 年 3 月）

◆大柱ごとの現況・成果 ()は H22 年の値

大柱	行政評価結果	市民満足度	現況（他市比較含む）
(1) 子育て支援	集計中 (2. 67)	0. 409 (0. 350)	○若年層が多く、子どもも多い中で、女性の就業率が増加しており、保育に対する需要が増加傾向にあることから、民間の認可保育園の新設を進め、定員の拡大を図っている。その結果、保育園の待機児童数は、平成 23 年度をピークに減少傾向に転じている。しかしながら、完全な解消には至っていないため、今後も引き続き、待機児童の解消に向けた取り組みが必要である。 ○増え続ける放課後児童クラブへの需要に応えるため、施設の整備を進め、定員の拡大を図っている。また、平成 24 年度からは、放課後児童クラブの対象年齢を小学 3 年生から小学 4 年生に拡大している。その結果、いくつかのクラブで待機児童が発生しており、その解消に向けた取り組みが必要である。 ○子育て家庭に対する経済的支援として、市民からの要望を踏まえて、市独自に、段階的にこども医療費の支給対象年齢の拡大を行ってきた。今後については、拡大に伴う財政負担なども考慮し、国・県の補助制度や県内の他自治体の状況等を踏まえ、検討していく必要がある。
(2) 高齢者支援	集計中 (2. 00)	0. 299 (0. 200)	○市内を 5 つの生活圏域に分け、地域包括支援センターを設置し、高齢者の包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護事業など）を実施している。高齢者数の増加に伴い、相談人数も増加しており、高齢者の総合相談施設として効果的に機能している。 ○自立高齢者率（第 1 号被保険者のうち、要介護（要支援）認定を受けていない者の割合）は、近隣 4 自治体と同程度の水準であるが、低下しつつあることから、介護予防等の取組の重要性が高まっている。 ○高齢者へ就労機会を提供しているシルバー人材センターの入会率は、県内全市平均を上回っているものの、同就業率（シルバー人材センター会員のうち年間 1 日以上就業した人（就業実人員）の割合）は県内全市平均を下回っている。
(3) 障害者支援	集計中 (2. 33)	0. 292 (0. 234)	○平成 24 年度から「第 4 次障害者プラン」及び「第 3 期障害福祉計画」を策定し、各種施策を推進しており、特に障害者就労支援センターの運営等を通じて、障害のある人の自立や社会参加のための支援に取り組んでいる。今後も国の動向を踏まえて、地域の実状にあった、適切な施策の実施が必要である。 ○発達障害児・者への支援は、本市独自の取り組みである「育み支援バッチャルセンター事業」を通じて、保育園・幼稚園・小中学校、さらに就学後の就労まで、途切れのない支援を進めている。今後もニーズを把握し、適切な施策を実施することが求められている。
(4) 地域福祉・社会保障	集計中 (2. 33)	0. 259 (0. 304)	○特定健康診査受診率は、実施計画目標値と比較して低い状況にあるが、県内では 40 市中 8 番目となっている。 ○増加する医療費を支える国民健康保険税における収納率は、近隣市と比べて低い状況にあるが、近年増加傾向にある。 ○地域で福祉活動を実践している社会福祉協議会や NPO 法人等との連携を進め、地域福祉の充実を図っている。 ○生活保護など、社会保障制度の適正な運営により、セーフティネットの維持を図っている。 ○生活保護の相談体制や、生活保護受給者に対する就労支援の充実を図るため、国制度を活用して、面接相談員や就労支援員を配置している。 ○生活困窮者に対しては、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う住宅支援給付事業などを実施している。
(5) 保健・医療	集計中 (1. 67)	0. 658 (0. 556)	○平成 16 年 3 月策定の「あさか健康プラン 21」では“くらしの中から健康づくり”を基本テーマに、市民参画による健康づくり施策を推進してきた。平成 26 年 3 月策定の「あさか健康プラン 21（第 2 次）」では、すべての市民が共に支え合い健やかで心豊かに生活できる活力ある朝霞の実現を目指し、健康づくりに関する施策を実施していくことを位置付けている。 ○母子保健では、妊婦一般健康診査の公費負担回数を増やし、妊娠中の健康管理の向上及び経済的負担の軽減を図っている。 ○精神保健では、自殺対策としてのゲートキーパー研修やメンタルチェックシステム「こころの体温計」などを実施しているが、今後さらに充実する必要がある。 ○朝霞地区 4 市の小児救急医療体制確保の一環として「小児救急医療寄附講座」を平成 24 年 10 月に設置したことで小児救急医療の実施率は 100% となり、地域医療及び救急医療体制の充実が図られているが、市民が身近な医療と高度な医療を適切に選択できるよう、かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及啓発に努める必要がある。
平均	集計中 (2. 20)	0. 383 (0. 329)	○平成 22 年度と比較すると、大柱（4）では市民満足度は低下しているが、他の大柱では向上しており（特に大柱（5）で大幅に向上）、平均では向上している。 ○今後、行政評価結果などを踏まえて、市民満足度に差異が生じないように、施策の見直しを行い、全体として、レベルアップを図る必要がある。
全分野の平均		0. 395 (0. 348)	

◆社会経済の潮流（国・県等の動き）

子ども・子育ての総合的支援制度の導入	○急速な少子化の進行、深刻な待機児童問題、子育て支援の制度・財源の縦割り等の課題に対応するため、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的に、子ども・子育て関連３法が成立した（平成24年）。これにより、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）および小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実にに向けた取り組みが進められようとしている。
子どもの権利の尊重	○子どもや子どもが育つ家庭を取り巻く環境は、核家族化や少子化、地域社会における関係の希薄化などにより、児童虐待やいじめ、子どもが犯罪に巻き込まれるケース、さらに貧困による養育困難など、大きく変化してきている。こうした現状に対して、すべての子どもが持っている権利を尊重することで、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つことができる社会となることが求められている。 ○子どもが心身ともに健やかに生まれ育つための環境を整備する必要がある、特に、学齢期においては、安心・安全な居場所づくりが求められている。 ○子どもの貧困の解消・教育の機会均等・健康で文化的な生活の保障、次世代への貧困の連鎖の防止等を目的に「子どもの貧困対策の推進 に関する法律」が制定された（平成26年）。これにより、今後、地方自治体に対して、子どもの貧困解消に向けた取り組みを進めることが求められている。 ○社会の変化に応じた様々な課題に主体的に取り組み、解決する力を身につけた青少年を育成していくことが重要であり、次代を担う青少年が夢や希望を持ち、健やかに発達・成長する社会をつくることが求められている。
障害者支援政策の動向	○障害者自立支援法（平成17年）、バリアフリー法（平成18年）、改正教育基本法（障害のある人の教育について規定）（平成18年）が制定された。また、「障害者権利条約」批准に向け、障害者優先調達推進法（平成24年）、障害者差別解消法（平成25年）が制定されるなど、国内法が整備された。 ○平成23年に改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的としており、地域社会での共生を図るための施策の推進が求められている。 また、平成24年に障害者自立支援法が新たに「障害者総合支援法」として公布され、障害者の範囲の見直しや地域生活支援事業の拡充が進められている。
社会保障費の増大と財政健全化	○年金、医療、介護などの社会保障給付費や保育園の整備等の少子化対策に係る歳出は年々増加しており、国・地方の財政を圧迫している。こうした状況を踏まえて、社会保障の安定・強化と必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について、一体的に検討を進めるべく、「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、社会保障制度改革推進法、子ども・子育て関連３法など、関連8法案が成立した（平成24年）。
国民健康保険制度の動向	○高齢化の進展に伴い、保険財政が不安定になり、保険税の水準の地域間格差が生じるなど、国民健康保険の安定的運営が難しくなってきている。このような中、平成25年8月に社会保障制度改革国民会議の最終報告書が取りまとめられ、国民健康保険の運営に関し財政運営をはじめ都道府県が担うことが基本と盛り込まれた。今後、国と地方との協議により平成26年7月中に中間案をまとめる方針である。 なお、増加する医療費に対して、医療費適正化の観点から保健事業の充実を中心として、増加する医療費に対して、予防に重点を置いた健康づくりが一層求められている。
低所得者の貧困対策	○生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日施行されることとなり、地方自治体では、自立相談支援事業等、具体的な事業を行うことが求められている。
健康増進対策の推進	○国が平成24年に策定した「健康日本21（第2次）」では、近年の社会経済変化とともに、急激な少子高齢化が進む中で、10年後の人口動態を見据え、「全ての国民が共に支え合い、健康で幸せに暮らせる社会」を国の目指す姿とし、基本的な方向として、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善の5つを提案している。
介護・高齢者支援政策の動向	○平成18年度の介護保険法の改正で、地域包括支援センターが位置づけられ、平成24年度の改正では、地域包括ケアシステムの推進が盛り込まれた。全国的に高齢化が急速に進展する中、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防を充実させる地域包括ケアシステムの構築が急務となっている。 ○超高齢社会を迎え、高齢者が地域や社会で活躍できる場・機会をつくることが求められている。

◆これからのまちづくりへの市民意見・市民ニーズ（市民意識調査、青少年アンケート結果から）

望ましいまちの姿	○市民意識調査では、「だれもが安全で安心して暮らせるまち」、「医療機関や保健サービスが充実しているまち」、「高齢者や障がい者などを大切にする福祉の充実したまち」、「子育てしやすく、教育水準が高いまち」。などが多い。 ○青少年アンケートでは、「だれもが安全で安心して暮らせるまち」、「おしゃれな街並みやお店があって、買い物やゲームが楽しめるまち」、「水辺や緑など、自然環境のよいまち」、「子育てしやすく、教育水準が高いまち」「医療機関や保健サービスが充実しているまち」などが多い。 ○目指すべき方向性は、「子どもや若い世代の人口を増やし、「子育てのまち」として発展する（42.9%）」が1位。
取組の重要度、優先度	○重要度の高い取り組みとして、「保健・医療」が5位。 ○重要度が高く、満足度が低い取り組み（優先的に対策が必要な取組項目）※として、「高齢者支援」「障害者支援」「地域福祉・社会保障」＊が挙げられる。
まちづくり（福祉・健康づくり分野）への市民参加意欲	○市民の関心の高い（興味がある）分野は、「福祉や健康づくりに関わる活動」が1位（35.0%）、「子育て支援に関わる活動」が3位（29.3%）。 ○青少年がまちづくりに役立てることは、「スポーツや健康づくり活動」が5位（30.8%）、「高齢者・障がい者への支援活動が7位（20.6%）、「子育て支援の活動」が9位（14.6%）。

◆次期計画に向けた課題・論点

○社会全体では、急速に少子高齢化が進む中で、本市の現状は、合計特殊出生率が国、県及び朝霞保健所管内の水準より高く推移しており、年少人口も横ばいの水準を維持しており、ここ10年程度は、この傾向が続くものと予測されている。また、高齢化については、緩やかに推移しているものの、平成37年以降には急速に進行することが予想されている。このような将来の人口推計をもとに、福祉や健康づくりの分野においては、当面のニーズに対する施策とその先のニーズを見据えた施策を整理し、計画的に実施する必要がある。また、こうした計画の前提として、子どもから高齢者まで、さらに障害のある人が共に、住み続けたいと思えるような、安心安全なまちであることや地域社会全体で支えあうことができるようなまちであることを目指す必要がある。なお、福祉や健康づくりの分野においては、国からさまざまな分野ごとに施策を実施するための計画づくりを求められている。こうした計画は、重複する部分も多いことから、十分に各計画の策定の必要性やポイントを把握した上で、総合振興計画の中での位置づけを明確にして、反映させる必要がある。
○子どもを保育施設に預けたい世帯が増加傾向にある中で、市民の生活スタイルが多様化し、保育に対するニーズも様々なものがあることから、保育施設（保育園、放課後児童クラブなど）の整備・充実を図るとともに、市民のニーズに応じた保育サービスの充実が必要である。 また、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることから、本市においても、平成26年度中に「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっているため、総合振興計画の策定にあたっては、十分に整合性を図る必要がある。
○子育て世帯に対する適正なサービス水準を維持するため、他市や近隣自治体の状況を把握して、こども医療費等に関する制度の充実を図り、経済的支援の充実を図っていく必要がある。
○子どもの権利を尊重する意識の啓発に努め、関係機関による連携を強化しながら、児童虐待の早期発見、早期対策及び防止に努めるとともに、多様な世代に対応した子どもたちの居場所づくりを進め、子どもたちが健やかに育つ環境をつくる必要がある。
○今後10年間は、比較的緩やかに高齢化が進展するものの、高齢者に占める75歳以上の割合は高くなると予想されている。このため、認知症の方や、介護が必要となる方、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯なども増加することが考えられる。このため、介護保険や医療保険などによる適切なサービスに加え、地域社会全体で、高齢者を支えていく仕組みづくりに取り組む必要がある。
○高齢化等に伴い、障害のある人が増加しており、必要な障害福祉サービス及び相談支援が提供できる体制の整備が求められている。また、障害のある人が自立し、社会参加するためには、就労を促進する必要がある、それに伴う就労支援の充実が必要である。さらに、共生社会の実現を目指して、「ノーマライゼーション理念」の普及・啓発を図り、障害及び障害のある人についての理解を深めていくことが必要である。
○国民健康保険制度を安定して円滑に運営するために、市民に国保制度に対する理解を促進するとともに、資格管理を徹底し保険税の適正賦課と収納率の向上に努める。また、被保険者の健康づくりと医療費の適正化を図るため、保健事業を積極的に推進する必要がある。 なお、国において国保保険者の都道府県への広域化の議論があることから、その動向に注視する必要がある。
○国民年金については、市民に制度を正しく理解してもらえるように、広報活動や年金相談を通じて、普及・啓発を図る必要がある。
○低所得者支援では、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法に基づく、事業の実施が求められており、国や他自治体の動向を注視して、準備を進める必要がある。また、社会情勢を反映し、生活保護世帯は増加傾向にあるが、就労支援や面接相談の体制強化を図り、自立に向けた取り組みの充実を図るとともに、最後のセーフティネットとして適正な運営に努める必要がある。
○子どもの貧困対策では、子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定を踏まえて、地方自治体として、子どもの貧困解消に向けた取り組みを検討する必要がある。
○すべての市民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある朝霞を目指すため、母子保健・精神保健の保健サービス、各種健診、予防接種など健康増進対策を図る必要がある。また、小児救急をはじめとする救急医療体制や、新たな感染症の発生といった健康危機管理体制を充実させることが必要である。

第 4 次総合振興計画基本構想の課題・論点(4) 豊かな心と人間性を育む人づくり(教育・文化)

◆現計画の取組状況

本市では人口の増加にともなって子どもたちが増えています。その一方で、都市化の中で地域の交流が少なくなっていることなどから、若者たちの社会への関心は低下しています。		
児童・生徒の増加と多様化する子どもたちの特性に応じた学習環境や教育内容の充実とともに、さまざまな経験や知識・技能を持った地域人材や大学などの教育機関、地域の歴史や文化などを積極的に活用しながら、地域の教育力を高め、若者の将来への意欲や市民の学習機会の充実に努めます。		
基本構想記載内容	達成状況・取組実績	
児童・生徒の増加にも対応しながら、きめ細かく教育環境を整えるため、学校施設・設備の計画的な充実を図るとともに、将来にも対応した柔軟で効率的・効果的な学校運営に取り組みます。	・中学校自由選択制の導入（平成 19 年度入学生から） ・小学校増築工事（第八小学校：平成 20 年度） ・小・中学校耐震補強工事（校舎、屋内運動場：平成 20 年度完了） ・小学校改築工事（第四小学校：平成 22 年度、第五小学校：平成 24 年度） ・校庭一部芝生化（第四小学校：平成 22 年度、第五小学校：平成 24 年度） ・太陽光発電設備設置（第四小学校：平成 22 年度、第五小学校：平成 22 年度） ・自校給食室・ランチルームの設置（第四小学校：平成 22 年度、第五小学校：平成 22 年度） ・小・中学校エアコンの整備（既設置 3 校を除く対象校 12 校：平成 24 年度） ・スプリンクラー設置工事（平成 24 年度完了） ・トイレ改修工事（改築した 4 校を除く対象校 11 校：平成 25 年度完了）	
地域の人材や環境・資源を活かした学校教育を進めるとともに、時代に対応した教職員の資質向上や教育内容の充実に努め、一人ひとりの個性と人権を大切にしながら、豊かな心と確かな学力を育成します。また、一人ひとりの障害等に応じた教育の充実に努めます。	・あさか・スクールサポーター(平成 18 年度) ・朝霞市教育研究奨励費補助金交付事業(平成 18 年度) ・通常学級における障害のある児童生徒支援員(平成 18 年度) ・特色ある学校づくり支援事業支援員(平成 18 年度)※平成 26 年度から朝霞市地域人材活用支援員に改称 ・小学校低学年複数担任制事業(平成 19 年度) ・各学校の実施計画に基づく特色ある学校づくり支援事業(平成 19 年度) ・小・中連携推進協議会(平成 19 年度) ・通級指導教室開設（平成 23 年度に第四小学校、平成 26 年度に第十小学校） ・朝霞市幼児教育振興協議会の設置(平成 23 年度)、生活科授業参観・合同研修会（平成 25 年 11 月、第三小学校）、小学校入学に係る保幼小連絡会(平成 24 年度から合同開催) ・平成 23・24・25 年度文部科学省人権教育総合推進地域事業、平成 24・25 年度朝霞市教育委員会研究開発学校指定人権教育研究発表会 第一中学校 ・平成 24・25 年度埼玉県学力向上研究指定事業委嘱、南部地区学力向上推進協議会事業 第四中学校 ・平成 24・25 年度文部科学省道德教育総合支援事業、埼玉県教育委員会委嘱道德教育推進モデル校、朝霞市教育委員会委嘱研究開発学校指定 道德教育研究発表会 第二小学校 ・平成 24・25 年度朝霞市教育委員会委嘱研究開発学校指定 道德教育研究発表会 第一小学校 ・彩夏ちゃんのサマースクール(平成 25 年 7 月・8 月)、英語・わくわくサマキャンプ（平成 25 年 7 月） ・あさか教師塾(平成 25 年 7 月・8 月)	
子どもたちの放課後の居場所づくりを進め、地域での安全性を確保するとともに、家庭の教育力を高められるよう家庭教育を支援し、また、さまざまな体験活動・交流機会の充実により、健全な青少年の育成に努めます。	・放課後子ども教室(平成 19 年 4 月) ・子ども大学あさか(平成 23 年 4 月)	
市民が自分のライフスタイルや関心に応じてスポーツや芸術文化などの活動の機会を見つけられるよう学習環境を充実するとともに、自主的な学習活動を支援しながら、生涯学習によるまちづくりを推進します。	・図書館の月曜休館の廃止（本館：月曜開館、分館：木曜開館、平成 18 年 4 月） ・第 2 次生涯学習計画の策定(平成 19 年 3 月) ・全国高等学校総合体育大会バドミントン競技開催（平成 20 年 7・8 月） ・東朝霞公民館耐震補強・内外装改修工事の完了（平成 23 年 2 月） ・スポーツ振興計画の策定（平成 23 年 3 月） ・図書館サービス基本計画の策定（平成 23 年 3 月） ・図書館第 4 駐車場の完成（平成 23 年 7 月） ・図書館第 5 駐車場の完成（平成 24 年 1 月） ・南朝霞公民館耐震補強・内外装改修・エレベーター設置工事の完了（平成 24 年 2 月） ・第 2 次生涯学習計画後期計画の策定(平成 24 年 3 月) ・内間木公園テニスコート人工芝改修工事(平成 24 年 7 月) ・子ども読書活動推進計画の策定（平成 24 年 12 月） ・開館 15 周年記念第 27 回企画展「丸沼芸術の森コレクション 佐藤忠良展」開催 ・中央公園陸上競技場改修工事(平成 25 年 9 月 27 日～平成 26 年 3 月 20 日)	
地域の歴史や伝統文化などを継承するとともに、各種イベントや地域の行事などを積極的に支援し、朝霞独自の文化を創出・育成します。	・重要文化財旧高橋家住宅の開園（平成 20 年 10 月 1 日） ・朝霞市指定天然記念物「湧水代官水」の開園(平成 24 年 2 月 1 日) ・朝霞市民まつり「彩夏祭」開催（毎年 8 月）	

◆大柱ごとの現況・成果（ ）は H22 年の値

大柱	行政評価結果	市民満足度	現況（他市比較含む）
(1) 学校教育	集計中 (2.00)	0.406 (0.360)	○小学校の不登校児童数が近隣 5 自治体や県内全市平均を上回っている。中学校の不登校生徒数も県内全市平均は下回っているが、近隣 5 自治体では 2 番目である。不登校の要因等を把握し解消をはかることが求められる。 ○「教育に関する 3 つの達成目標」取組に係る効果の検証で、「読む・書く」達成率は 21 項目中 11 項目で、また「計算」では 26 項目中 15 項目で目標値 96％を上回り、基礎的な学力は定着しているといえる。「規律ある態度」達成目標では、「整理整頓」などが継続的な課題となっている。
(2) 青少年育成	集計中 (1.67)	0.297 (0.318)	○青少年の日頃の地域との関わりでは、「近所の人とあいさつをしている」が 80.8％、「近所の人と顔見知りである」が 60.7％であるのに対し、「祭りや餅つき大会、運動会など、自治会や町内会の行事に参加している」は 22.0％、「スポーツ団体、ボランティア団体、趣味の団体など、地域の団体に加入している」は 14.0％、「近所の子どもの世話や、お年寄りの手助けをしている」は 8.2％、「清掃活動や防犯パトロールなどの地域活動に、地域の人と一緒に参加している」は 3.8％にとどまる。
(3) 生涯学習	集計中 (1.75)	0.602 (0.605)	○生活環境の不満な点で、「公民館、集会所など、地区の交流の場や施設が少ない（遠い）」は 12 位（13 項目中）。＊ ○市民満足度をみると、満足している市民の割合は 60.2％で 7 位（32 項目中）。
(4) スポーツ・レクリエーション	集計中 (2.00)	0.534 (0.528)	○生活環境の不満な点で、「スポーツ施設や健康増進施設など運動・レクリエーションの場が少ない（遠い）」は 6 位（13 項目中）。 ○市民満足度をみると、満足している市民の割合は 53.4％で 8 位（32 項目中）。
(5) 地域文化	集計中 (2.00)	0.444 (0.391)	○生活環境の良い点で、「社寺や史跡など、歴史を感じさせるものが多い」は最下位の 12 位。 ○生活環境の不満な点で、「発表や鑑賞、学習などができる文化・教育・コミュニティ施設が少ない（遠い）」は 11 位（13 項目中）。
平均	集計中 (1.88)	0.457 (0.440)	○H22 と比較すると、大柱(2) (3)では市民満足度は低下しているが、他の大柱では向上しており、平均ではわずかに向上している。
全分野の平均		0.395 (0.348)	

◆社会経済の潮流(国・県等の動き)

学校教育	○平成 18 年の教育基本法全面改正以降、国・自治体による様々な教育改革が推進されている。平成 20 年には新学習指導要領が公示され、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成との両方が重視されることとなった。埼玉県では平成 21 年 2 月に「生きる力を育て 絆を深める埼玉教育」を基本理念とし、県の教育振興基本計画として「生きる力と絆の埼玉教育プラン」を定めた。このような流れの中、平成 25 年 3 月、「21 世紀を心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」を基本理念とする朝霞市教育振興基本計画が策定された。 ○深刻化するいじめへの対応として、「いじめ防止対策推進法」が施行（平成 25 年）され、国および学校に対し「いじめ防止基本方針」の策定が義務付けられた（地方公共団体は努力義務）。
青少年	○「子ども会」離れなど、子ども・青少年の地域とのつながりの希薄化が懸念されている。 ○「ひきこもり」が社会問題となるなど、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、青少年健全育成に向けて、「子ども・若者育成支援推進法」が施行（平成 22 年）され、子ども・若者ビジョンが策定（平成 22 年）された。 ○近年、若年層の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在などに見られるように、「学校から社会・職業への円滑な移行」が課題となっている。学校教育におけるキャリア教育が重要となっている。
生涯学習	○約 60 年ぶりの教育基本法の全面改正（平成 18 年）では「生涯学習の理念」が新たに規定され、生涯にわたる学習機会とその成果を生かすことのできる社会の実現が定められるとともに、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の重要性が示された。 ○「文字・活字文化振興法」施行（平成 17 年）により、国・地方自治体の文字・活字文化振興の責務が定められ、公立図書館の必要な数の設置、学校教育における言語力の涵養、学術的出版物の出版支援などの施策を講じることが求められている。他方で、インターネットや電子書籍の普及により、「図書館離れ」が進んでいる現状もあり、図書館のあり方が問われている。
スポーツ・レクリエーション	○50 年ぶりにスポーツ振興法を全面改正しスポーツ基本法が施行（平成 23 年）され、国・地方自治体のスポーツ施策の策定・実施の責務が定められるとともに、競技スポーツだけでなく地域スポーツを重視する内容となっており、地域の連絡調整役としてのスポーツ推進委員の設置などが盛り込まれた。 ○内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」（平成 21 年）によると、週 1 回以上運動・スポーツをしている人の割合は、58.3%となっており、上昇傾向にある。
地域文化	○ライフスタイルや価値観の変化に伴い、文化芸術活動へのニーズも多様化している。 ○「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が施行（平成 24 年）され、これまで施設の整備が先行して進められてきたが、今後は実演芸術に関する活動や、必要な人材の養成等を強化していくことが求められることとなった。

◆これからのまちづくりへの市民意見・市民ニーズ（市民意識調査・青少年アンケート結果から）

望ましいまちの姿	○朝霞市をどのようなまちにしたいのかについて、「子育てしやすく、教育水準が高いまち」が 4 位。青少年でも同じ。 ○目指すべき方向性は、多い順に「子どもや若い世代の人口を増やし、「子育てのまち」として発展する（42.9%）」、「働く世代の人口を増やし、「ベッドタウン」として発展する（21.5%）」、「産業誘致などにより雇用の場を増やし、「産業のまち」として発展する（15.3%）」、「自然な人口減少のもと、来訪者を増やし「交流のまち」として発展する（13.1%）」。
取組の重要度、優先度	○重要度の低い取組として、「地域文化」が 2 位。 ○重要度が高く満足度が低い取組（優先的に対策が必要な取組項目）として、「青少年育成」。 ○重要度が低く満足度が高い取組（対策の優先度が低い取組項目）として、「生涯学習」「スポーツ・レクリエーション」「地域文化」。
まちづくり（教育・文化分野）への市民参加意欲	○まちづくりに参加したい市民の関心の高い分野は、「文化やスポーツの振興に関わる活動」が 5 位（28.4%が興味があると回答）。 ○青少年がまちづくりに役立てることは、「お祭りなどのレクリエーション活動」が 3 位（40.7. %が役立てると回答）、「スポーツや健康づくり活動」が 5 位（30.8%が役立てると回答）、「文化・芸術活動」が 10 位（10.4%が役立てると回答）。

◆次期計画に向けた課題・論点

○教育分野の個別計画である「朝霞市教育振興基本計画」の基本理念「21 世紀を心豊かに 生きる力をはぐくむ 朝霞の教育」を実現するため、教育振興基本計画に位置付けた各事業を 5 次総振に反映させ、効率的・効果的な教育行政を進めることが重要である。 【学校教育】 ○グローバル化や少子高齢化など、市を取り巻く環境は日々変化している。さまざまに変化する社会潮流の中、我が国や朝霞市の未来を担う人材を育成していくに当たっては、自ら学び、自ら考える力を身に付けさせるとともに、心身ともに健やかな子どもを育てていくことが求められている。 ○価値観の多様化やライフスタイルの変化を背景に、地域における人間関係が希薄化している。子どもたちの健やかな成長を育むため、より一層学校と家庭、地域がともに学びあいながら成長することが求められている。また、大学生や地域の人材の活用などにより、市民の教育力を結集して子どもたちの生きる力を育成していくことが重要である。 ○我が国の学校教育ではいじめ・不登校などが問題になっている。朝霞市では、不登校の出現率が県平均を上回っており、不登校の解消やいじめの根絶などに主体的かつ組織的に対応できる体制づくりが求められる。 【生涯学習】 ○朝霞市では、まだ行政を中心に生涯学習活動が進められている傾向にあるが、市民・地域主体による生涯学習活動を充実させていくことが求められている。また、学習成果が世代や地域を超え、「循環」することにより、市民相互の交流やつながりを深めることができることから、学びの「連続性」と「循環」を図ることが課題となっている。 ○地域の歴史や伝統を守り育てていくためには、市民が地域の歴史や文化財等に身近に接する機会を拡充し、郷土に対する愛着や誇りを高めていくことが重要であり、後継者の確保や次世代へ継承していくことが必要である。 ○生涯学習施設は、市民の「生きがい」や「心の豊かさ」、「地域情報」の拠点であり、今後も時代に応じた施設整備を図っていく必要がある。また、どの施設も老朽化が進んでいることから、市民の安心・安全を確保するため、計画的な改修を進めていくことが必要である。 ○人口の流出入が激しく、東京のベッドタウンである本市では、ともすれば地域意識が希薄になりがちであるが、まちに愛着と誇りを持っていただくために、市民が共有できる地域独自の文化を育てていくことが今後必要である。

第 4 次総合振興計画基本構想の課題・論点(5) まちの活力を生み出す産業づくり(産業振興)

◆現計画の取組状況

市民の生活を支え地域の活性化を図るためには活発な産業活動が必要ですが、市内の各産業を取り巻くさまざまな環境の変化から、いずれの産業においても厳しい経営を強いられているのが現状です。 住宅都市の特徴を持つ本市の中で、各産業の特性を再確認し、新しい形態の産業も含め、まちの活気や活力を生み出すような朝霞の特性を活かした産業の振興に努めます。	
基本構想記載内容	達成状況・取組実績
消費者である市民、各事業者および行政が協力し、消費者ニーズに対応できる商業の振興に努めるとともに、まちづくり活動の場ともなりうる商店街の活性化を促します。	・商店街施設整備事業補助金：朝霞駅前商店会防犯カメラ設置（平成 18 年度）、朝霞駅前商店会街路灯撤去及び新設（平成 20 年度）、朝霞駅前商店会防犯カメラ交換及び新設（平成 25 年度）、北一商店会 LED 街路灯建替え（平成 25 年度）、弁財原商工振興会 LED 街路灯新設及びランプ交換（平成 25 年度） ・商店街活性化推進事業補助金：6～8 商店会に交付 ・商店街街路灯維持管理事業補助金：10～11 商店会に交付 ・中心市街地活性化推進事業費補助金：朝霞市商工会等による朝霞TMO構想推進事業の開始（平成 18 年度）、彩夏ちゃんカード事業試験実施（平成 18～22 年度）、朝霞駅前ふれあいまつり（平成 18 年度～）、本町ミニ水族館事業（平成 18 年度～）、仲町商工振興会ホームページ開設（平成 18 年度～）、朝霞本町商店会ホームページ開設（平成 19 年度～）、朝霞本町商店会子どもまつり（平成 19 年度～）、仲町（朝霞駅東口）ふれあいバザール（平成 19 年度～）、朝霞アートマルシェ（平成 21 年度～）、ホッと茶屋「あさか」開設（平成 21 年度～）
生産者と消費者としての市民との交流や意見交換を促進し、農業に対する理解を進めながら、地産地消や食育の推進など、都市における新たな役割を担う自立した農業の確立を支援します。	・浜崎農業交流センター農産物販売日拡大（平成 20 年 6 月） ・浜崎農業交流センター農産物販売開店時間繰上げ（平成 25 年 6 月） ・公立保育園地場農産物供給開始（平成 21 年 11 月） ・市民農園開設：根岸台第 2 農園（平成 18 年 4 月）、浜崎第 3 農園（平成 18 年 4 月）、溝沼農園（平成 20 年 4 月）、青葉台農園（平成 22 年 10 月） ・農業祭の実施（農産物品評会、短根人参品質改善増収共進会、農産物即売、農業団体模擬店） ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定（平成 21 年 9 月） ・農業経営改善計画認定の開始（平成 21 年 9 月） ・朝霞産農産物放射性物質影響測定開始(平成 23 年 12 月) ・地産地消推進事業費補助の実施（平成 18 年 4 月） ・農業戸別所得補償推進事業費補助の実施（平成 24 年 4 月） ・市内農業団体に対する補助金（農業推進団体補助金、農産物共選共販事業費補助金、農業用廃プラスチック等収集処理事業費補助金、都市農業推進事業費補助金、経営所得安定対策推進事業費補助金、農業用水施設管理費補助金） ・市内農業者に対する補助金（水稻病虫害防除事業費補助金、農業近代化資金利子補給、家畜伝染病予防事業費補助金、地場野菜振興事業補助金、農業近代化設備事業費補助金、環境保全型農業推進事業費補助金、地産地消推進事業費補助金） ・農業体験の実施（田植え体験、じゃがいも掘り体験、稲刈り体験、さつまいも掘り体験、ニンジン掘り体験）
住宅都市という特性を踏まえて、商工業など、産業全体のあり方を改めて捉え直し、その中で中小企業に対する効果的な支援を進めます。	・朝霞市中小企業融資（随時）及び利子補給補助金（年 1 回） ・朝霞市商工会に対する補助金（商工会補助金、あさか商工まつり補助金、商工業者研修事業補助金） ・個人住宅リフォーム資金補助金（随時）
都心への交通利便性と緑豊かな環境、経験豊かな地域の人材などを活かし、職住近接型の企業や地域課題に対応するコミュニティビジネスやNPOなどの起業への支援による新たな産業振興と雇用機会の創出を図ります。	・起業支援セミナー実施（平成 19 年度～ 一般向け年 3 回） ・起業家育成支援相談実施（平成 19 年度～ 土・日曜日、祝日、産文休館日を除く） ※平成 24 年度までに累計で 41 件起業 ・起業家育成資金融資（平成 19～25 年度）及び利子補給補助金（平成 19 年度～ 年 1 回）

◆大柱ごとの現況・成果

()は H22 年の値

大柱	行政評価結果	市民満足度	現況（他市比較含む）
(1) 産業育成	集計中 (2.00)	0.250 (0.261)	○平成 18 年からの 6 年間で事業所数、従業者数とも減少。事業所数、従業者数、売上（収入）金額とも近隣 5 自治体中 3 番目に多くなっているが、従業者 1 人当たりの売上（収入）は近隣 5 自治体で最も多く、生産性が高い。 ○（農業）平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間で、農家総数は 16.9%、農業就業者数は 39.4%、経営耕地面積は 29.9%の減少。 ○（工業）事業所数、従業者数、製造品出荷額等、付加価値額いずれも減少傾向。 ○（商業）平成 14 年と平成 19 年を比較すると、商店数は減少しているものの、従業者数は横ばいであり、年間商品販売額、売り場面積は増加。
(2) 産業活性化	集計中 (2.00)	0.242 (0.168)	○市民満足度をみると、不満に感じる市民の割合は 11.3%で 7 位（32 項目中）。 ○生活環境の良い点で、「気に入った店やショッピングセンター、スーパーマーケットなどが近くにある」が 2 位。一方、不満に感じる点でも 2 位。
(3) 中小企業・勤労者支援	集計中 (2.00)	0.133 (0.126)	○市民満足度をみると、満足度ポイントはワースト 1 位（32 項目中）。
平均	集計中 (2.00)	0.208 (0.185)	○平成 22 年と比較すると、大柱(1)では市民満足度は低下しているが、他の大柱では向上しており、平均では向上している。
全分野の平均		0.395 (0.348)	

◆社会経済の潮流

景気動向	○日本経済は、復興需要や国の政策効果により個人消費の増加等により回復傾向にあるが、先行きは不透明な状況にある。
商店街の衰退	○大型店の進出等の影響を受け、空き店舗が増えるなど商店街の衰退が全国で問題となっている。商店街の衰退に伴い、それまで商店街が中心となって担ってきた地域の行事や防犯や美化などの地域活動も弱体化し、地域コミュニティそのものの衰退も懸念されている。
農業問題（耕作放棄地の増加、後継者不足等）	○耕作放棄地の増加や後継者不足など、農業をとりまく環境は厳しい状況となっている。これを背景に、農地法が改正（平成 21 年）され、農地の権利移動規制の見直し（農地の有効利用に向けた規制緩和）が行われた。
雇用環境の深刻化と環境整備に向けた取組	○正社員以外の労働者の大幅増加による経済格差などへの対応として、「成長のための労働政策」（平成 25 年、厚生労働省）では、雇用維持型から労働移動支援型へのシフト、正規・非正規の「二極化」した働き方から「多元的」な働き方へのシフト、若者の安定雇用の実現、女性が活躍する社会の実現などが掲げられている。
社会企業家の出現	○地域課題が多様化する中、地域課題をビジネスにより解決し、社会貢献・地域貢献しようとする社会企業家が現れ、その活動を支援する機運も高まっている。

◆これからのまちづくりへの市民意見・市民ニーズ（市民意識調査、青少年アンケート結果から）

望ましいまちの姿	○目指すべきまちづくりの方向性では、「産業誘致などにより雇用の場を増やし、「産業のまち」として発展する（15.3%）」は 3 位（4 項目中）。
農地のあり方	○今後の市街地内の農地について、「基本的に農地として維持しながら、市民農園や観光農園等として活用する」が 59.5%、「現在のまま保全する」が 19.4%、「都市の発展のため、農地から都市的土地利用へ転換すべきである」が 17.2%。
取組の重要度、優先度	○重要度の低い取組として、「産業育成」が 4 位。 ○いずれの大項目も、重要度が低く満足度も低い取組※に位置づけられている。
まちづくり（産業振興分野）への市民参加意欲	○まちづくりに参加したい市民の関心の高い分野は、「産業の活性化に関わる活動」が 8 位（12.5%が興味があると回答）。

◆次期計画に向けた課題・論点

【朝霞ブランド】 ○朝霞ブランドの育成については、本市をアピールできる商品を「朝霞ブランド」として認定し、市による各種イベントでの PR 活動のほか、事業者自身による PR により、本市の PR に一定の成果があったものと捉え、今後は、平成 26 年 4 月 1 日に認定した「シティ・セールス朝霞ブランド」の PR について、市として積極的に進めていくことが重要であり、そのためには、「シティ・セールス朝霞ブランド」に関連する部署との連携も図っていく必要がある。 【商工業】 ○商工業の振興については、本市の地域経済を支える企業の多くが、中小企業者であることから、引き続き、中小企業を支援していく必要があり、商工会などの関係機関との役割を明確にしながら、相互の連携強化を図っていく必要がある。また、起業や創業を希望する方への支援については、相談者のニーズに適正に対応できる相談体制や相談事業の充実を図っていく必要がある。 【商店街】 ○商店街における賑わいを創出するために、TMO 構想の見直し、朝霞台駅・北朝霞駅周辺の活性化、増えつつある空き店舗の有効活用などを検討していく必要がある。また、平成 27 年度で終了する「朝霞市商業振興ビジョン」の改定についても検討する必要がある。 【就労支援】 ○就職を希望する方が就労に結びつかないということもあり、就労者及び勤労者支援策としての相談事業、講座などの内容を充実させていく必要がある。また、公共職業安定所などの関係機関と連携を密にしながら、雇用の促進を図っていく必要がある。 【農業】 ○農業の振興については、担い手の減少や高齢化、また、都市化の影響や農家の相続などにより、農地の減少が続いていることから、消費地に立地するメリットを生かした地産地消の推進、市民が「農」とふれあう機会の提供、農業を支える意欲ある担い手、多様な担い手の確保・育成の検討などが必要である。また、農業委員会や農業協同組合などと連携して、耕作放棄地の解消を推進し、農地の保全を図っていく必要がある。
--

第 4 次総合振興計画基本構想の課題・論点 (6) ふれあいと連帯を広げる地域づくり (交流・コミュニティ)

◆現計画の取組状況

若い年代層の転出入が激しいという特徴から、市民の間の交流や連携が固定化し、古くからの住民と新しい住民の互いの意識が共有されにくい一方で、防災・防犯や子育て、高齢者対策などの面でコミュニティ形成の重要性は増しています。 市民一人ひとりが自分のまちとしての意識を持ち、活気や安心感を生み出すまちづくりを自ら行えるよう、市民相互の交流を積極的に支援します。	
基本構想記載内容	達成状況・取組実績
人種や国籍、性別、年齢、障害等について、市民一人ひとりが互いに理解し、尊重し、認め合う差別のない公平な社会をめざします。	・広報あさかへの啓発記事の掲載（毎年 8 月号、12 月号） ・人権と平和のパネル展の開催（毎年） ・高齢者虐待に関する研修の開催（年 3 回） ・市民人権教育研修会（毎年 6 月）、企業人権教育研修会（毎年 11 月）、人権問題講演会（毎年 2 月）等の開催 ・人権擁護委員と協働した小学校での人権の花運動の実施、小・中学校での人権教室の開催、街頭啓発活動の実施（毎年 8 月） ・人権相談（月 1 回）、DV 相談（毎週火～日曜日）、法律相談（毎週水・金曜日）、行政相談（毎月第 2・4 月曜日）等の実施 ・法務局や県等の関係機関と連携した支援（随時）
男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に対等に参画できる社会の実現に努めます。	・朝霞市配偶者暴力相談支援センターの設置（平成 23 年 4 月 1 日） ・女性センター「それいゆぷらざ」開所（平成 25 年 1 月 4 日） ・女性センター「それいゆぷらざ」開所に伴う記念講演会開催（平成 25 年 1 月 26 日） ・あさか女と男センターの開催（毎年） ・男女共同参画週間パネル展の開催（毎年 6 月） ・男女平等推進啓発の実施（通年） ・DV 相談の実施（毎週火～日曜日） ・女性総合相談の実施（毎週木曜日）
明日を担う子どもたちをはじめ、市民の国際理解を養うとともに、地域に暮らす外国人をめぐる課題にも対応した地域づくりを進めます。	・朝霞市国際化基本指針の策定（平成 21 年 4 月） ・多文化推進センター事業の開始（平成 24 年 4 月）
地域の特性に応じて、自治会・町内会などの地域組織やボランティア活動などの活性化と連携を支援し、地域の抱えるさまざまな課題に対応できるよう、地域コミュニティの持っている力の向上を促進します。	・広報あさかへの自治会加入促進記事掲載（随時）
各種サークル活動や多様なテーマで活動する NPO など、テーマ・コミュニティの自主的な活動を積極的に支援することにより、多様な人々のコミュニケーションを促進し、まちへの関心や愛着を育みます。	・市民センターの一律的な月曜休館の廃止（平成 21 年 11 月） ・膝折市民センター・ひざおり児童館の開所（平成 21 年 11 月） ・市民活動支援ステーション開所（平成 19 年 5 月 1 日） ・NPO 団体などを支援する補助制度の創設（平成 22 年 4 月） ・シニア活動センターの設置(市民活動支援ステーションと併設)（平成 22 年 6 月） ・市民会館の月曜休館の廃止（平成 22 年 4 月） ・市民会館、市民センター、斎場の利用料金改定と減免範囲の拡大（平成 23 年 4 月）

◆大柱ごとの現況・成果（ ）は H22 年の値

大柱	行政評価結果	市民満足度	現況（他市比較含む）
(1) コミュニティ	集計中 (2.00)	0.768 (0.697)	○平成 24 年度の自治会加入率は 48.1％で、平成 17 年度から 6 ポイント減少しており、平成 27 年度の目標値を約 12 ポイント下回っている。 ○生活環境の不満な点で、「公民館、集会所など、地区の交流の場や施設が少ない（遠い）」は 12 位（13 項目中）。 ○青少年の日頃の地域との関わりでは、「近所の人とあいさつをしている」が 80.8％、「近所の人と顔見知りである」が 60.7％であるのに対し、「祭りや餅つき大会、運動会など、自治会や町内会の行事に参加している」は 22.0％、「スポーツ団体、ボランティア団体、趣味の団体など、地域の団体に加入している」は 14.0％、「近所の子どもの世話や、お年寄りの手助けをしている」は 8.2％、「清掃活動や防犯パトロールなどの地域活動に、地域の人と一緒に参加している」は 3.8％にとどまる。 ○市民満足度をみると、満足している市民の割合は 58.6％で 4 位、満足度ポイントは 3 位（32 項目中）。
(2) 市民活動	集計中 (2.00)	0.273 (0.284)	○平成 24 年の主たる事務所が市内の NPO 法人数は 34 団体で、平成 23 年度には 7 団体の法人が認証され順調に増加している。
(3) 男女平等	集計中 (2.00)	0.235 (0.181)	○審議会等における委員数とその女性の割合が増加傾向に推移している。
(4) 国際化	集計中 (2.00)	0.276 (0.229)	○市民満足度をみると、満足している市民の割合は 26.3％であるが、不満であると回答した市民 5.0％よりは高い傾向にある。
(5) 人権	集計中 (2.00)	0.305 (0.283)	
平均	集計中 (2.00)	0.371 (0.335)	○平成 22 年と比較すると、大柱(2)では市民満足度は低下しているが、他の大柱では向上しており、平均ではわずかに向上している。
全分野の平均		0.395 (0.348)	

◆社会経済の潮流（国・県等の動き）

地域コミュニティの重要性の再認識	○地域コミュニティを担う人材不足や高齢化、住民意識の希薄化が起き、地域コミュニティの弱体化が問題視されている。一方で、東日本大震災を経験したことをきっかけに、いざという時の地域コミュニティの重要性が再認識された。
新しい公共、協働のまちづくり	○地域の問題は多様で複雑になっており、市民・地域と行政との協働、地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの協働など、多様で重層的なパートナーシップによる「新しい公共」の創出が求められている。
男女共同参画社会	○「育児・介護休業法」の改正（平成 13 年）、「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」の制定（平成 15 年）、「次世代育成支援対策推進法」の改正（平成 15 年）、「男女雇用機会均等法」の改正（平成 18 年）など、男女共同参画社会の構築に向けた法制度整備から 10 年余が経過した。また、最近では、社会保障の安定・強化と財政健全化の観点から、子ども・子育て関連 3 法が制定（平成 24 年）されるなど、子どもを産んでも女性が働き続けることができる労働環境整備の機運が高まっている。
国際交流から多文化共生へ	○外国人の数は、近年では不況等の影響もあり、減少傾向にある。しかし、20 年前と比べると地域で暮らす外国人の数は大幅に増え、教育現場や災害時の避難の問題などの生活上の課題も発生しており、「多文化共生」の推進が求められている。

◆これからのまちづくりへの市民意見・市民ニーズ（市民意識調査、青少年アンケート結果から）

まちづくりの役割分担の考え方	○まちづくりの役割分担は、「市と市民の役割分担を定め、市民参加を進めながら協働で行う」と考える市民が 56.8%。「まちづくりは行政が主体となって行う」が増加傾向。
取組の重要度、優先度	○重要度の低い取組として、「男女平等」が 1 位、「国際化」が 3 位、「市民活動」が 5 位。 ○重要度が低く満足度が高い取組（対策の優先度が低い取組項目）として、「コミュニティ」。
まちづくりへの市民参加意欲	○「まちづくりに積極的に参加したい」市民は、5.3%（平成 21 年：4.4%）。時間があれば参加したい市民は、54.7%（平成 21 年：56.8%）。合わせると 60.0%で、平成 16 年の 56.9%、平成 21 年の 61.2%と比較すると、参加意欲は高まっているとはいいいがたい。一方、まちづくりに参加したくない市民は、22.8%（平成 21 年：23.9%、平成 16 年：25.8%）。多い理由は、「余裕がないから」。「参加しても意見が取り入れられないから」が 15.8%に増加（平成 21 年：12.2%）。 ○「朝霞市のまちづくり」に興味・関心がある青少年は 55.2%（平成 21 年：32.5%）で大幅に上昇している。
まちづくり（交流・コミュニティ分野）への市民参加意欲	○まちづくりに参加したい市民の関心の高い分野は、「自治会・町内会の活動（防災訓練、祭り、運動会など）」が 4 位（28.8%が興味があると回答）。 ○青少年がまちづくりに役立てることは、「お祭りなどのレクリエーション活動」が 3 位（40.7. %が役立てると回答）、「人権を守る活動」が 8 位（16.5%が役立てると回答）。

◆次期計画に向けた課題・論点

【人権】 ○社会経済の発展に伴い、物質的な豊かさの追求に重きを置き、心の豊かさが大切にされない風潮や他人への思いやりの心の希薄さなどが、自己の権利のみ主張する傾向として見受けら、いじめ問題やDV問題（ドメスティック・バイオレンス）、高齢者・障害者等に対する虐待問題、同和問題、さらには、インターネット上でのプライバシーの侵害など、様々な人権問題を発生させる大きな要因となっている。また、甚大な被害をもたらした東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故に関しては、放射能の影響を心配するあまりか、根拠の無い風評に基づく偏見や差別など、被災者への思いやりに欠けると思われる事案がいまだ発生している。 ○このような社会状況の中、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、お互いの人権を尊重し合いながら、共に生きていく明るい社会の構築に向けて、引き続き、家庭、地域、学校等において、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深める人権教育・啓発活動を一層推進するとともに、相談・支援体制の更なる充実、法務局や県等の関係機関と連携した支援に取り組んでいく必要がある。
【男女平等】 ○性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が依然として残っている状況があることから、引き続き、セミナーの開催や啓発リーフレットの配布、女性センターの情報・交流コーナーの充実など、男女平等を進める積極的な情報提供や学習機会の提供に努め、市民等の理解を深めていく必要がある。また、女性の社会進出は進んでいるが、今なお指導的立場への女性の参加が不十分なため、引き続き、女性の意識改革を促す積極的な啓発に取り組んでいく必要がある。 ○女性の自己実現への意識が高まり、様々な分野での女性の活躍が期待されるため、セミナー等を通じ、ワーク・ライフ・バランスや自己実現へのチャレンジを支援する学習機会の提供を図る必要がある。
○DVに関する相談がここ数年増加傾向にあることから、相談体制の更なる充実を図るとともに、県などの関係機関と連携した被害者支援に引き続き努めていく必要がある。また、相談内容も複雑化、多様化しているため、相談員や関係職員の資質の向上を引き続き図っていく必要がある。
【交流・コミュニティ】 ○自治会・町内会の加入率が低下しており、自治会員の高齢化、後継者不足が問題となっている。しかしながら自治会・町内会は地域コミュニティの要であり、防災・防犯等様々な面で重要な役割を担っているので、自治会・町内会の加入促進を進めることが必要である。 ○現在「国際化」を考えるより、地域社会で異なる文化を持つ住民が共に理解し、よりよく生活していく「多文化共生」の考え方が主流であるので、「多文化共生」を重点的に取り上げ、進めていく必要がある。 ○NPOの設立や自主的な市民活動を支援しており、地域活動に参加する市民や市内に活動拠点を置くNPOなどが増加傾向にあるが、それぞれの団体の活動が見えにくいなどの理由により団体同士の連携や協力が難しい状況であるため、NPOなど市民活動団体の情報発信や団体等をつなぐコーディネートが必要である。

第 4 次総合振興計画基本構想の課題・論点(7) 構想推進のために

◆現計画の取組状況

価値観の多様化にともない、人々の関心は個人の生活にとどまらず、地域やまちづくりへと広がっており、また、社会環境の変化の中で、問題解決のために地域が果たす役割が近年改めて重視されています。従来の行政＝公、市民＝私の構造だけでなく、NPO や市民組織等も含めて、あらゆる主体がそれぞれの特性を活かし合う“新しい公共”のあり方が問われているといえます。

市政運営の全般にわたって、市民参画の環境を整えるとともに、市民によるさまざまな活動を支援し、協働によるまちづくりを進めています。

構想推進のために（2）時代に対応した行財政運営

市民ニーズの多様化と地方分権の進展の中で、健全な財政の維持と行政サービスの質や市民の満足度の向上の両立が求められています。

この実現に向けて、行財政改革の推進、行政評価に基づいた施策・事業の推進や民間の活用などによる効率的で効果的な行財政運営に努めています。

基本構想記載内容	達成状況・取組実績
市政に関する情報を積極的に公開・提供し、市民と行政の問題意識の共有化を図るとともに、双方向の情報交換ができる体制を整え、市民の声をまちづくりに活かします。	・パブリックコメントの活用（平成 18 年 7 月） ・市制施行 40 周年を記念し、各種記念事業を実施（平成 19 年 3 月から 20 年 3 月） ・一斉メール配信サービス開始（平成 24 年 10 月） ・氏名章プログラム事業（協力者 20 名）（平成 22 年 11 月） ・ツイッターの開設（平成 23 年 3 月） ・市制施行 45 周年記念式典の開催（平成 24 年 4 月） ・市公式ホームページリニューアル（平成 24 年 10 月） ・フェイスブックページの開設（平成 25 年 4 月）
施策・事業の計画・実施から評価までの各段階において、その施策・事業の性格や段階に応じた市民参画ができる仕組みの確立に努め、市民との協働によるまちづくりを進めます。	・無作為抽出による審議会等委員候補者登録制度の導入（平成 24 年 10 月） ・第 5 次総合振興計画策定に係る総合振興計画審議会を設置（平成 25 年 7 月） ・第 5 次総合振興計画策定に係る市民意識調査（一般・青少年）実施（平成 25 年 10 月～11 月）
市民相互の意見交換の場や機会を積極的につくり、地域の多様な課題に対して市民が主体的に取り組める環境の整備に努めます。	・市民協働指針を策定（平成 21 年 2 月） ・市民座談会（市民参画に係る企画・運営委員による座談会）を立ち上げ（平成 23 年 8 月） ・第 5 次総合振興計画策定に係る市民懇談会（ワールドカフェ）、分野別市民懇談会の開催（平成 26 年 1、2 月） ・市政モニター導入（平成 26 年 4 月）
地方分権の進展などの社会潮流を踏まえて、一層の行政改革を進め、時代に対応した柔軟で機動的な行政運営を図るため、職員の意識改革や資質の向上、危機管理体制の充実に努め、市民ニーズに対応できる体制の構築を進めます。	・第 4 次総合振興計画がスタート（平成 18 年 4 月） ・公共施設耐震化計画の策定（平成 19 年 12 月） ・第 4 次総合振興計画後期基本計画の策定（平成 23 年 2 月） ・第 4 次行政改革大綱策定（平成 23 年 5 月） ・庁舎等整備方針検討委員会による市役所庁舎及び市民会館の整備方針提言（平成 25 年 10 月） ・庁舎施設耐震化設計及び工事（平成 26 年～28 年） ・庁舎等整備方針検討委員会からの提言を受けて、耐震性能が不足している市役所庁舎の耐震化に向けて検討 ・市有施設屋根貸し太陽光発電事業（第 10 小学校に対する設置事業者が決定、稼動に向けて協議中） ・第 5 次総合振興計画策定作業（平成 25～27 年度） ・朝霞市人材育成基本方針の策定（平成 24 年 10 月）
情報技術を活用する知識や能力、資力の差に配慮しながら、インターネットなどの活用により、即時的な情報共有化や双方向の情報やり取りを通じ、市民生活の利便性の向上や行政運営の高度化に努めます。	・電算システム再構築の実施（平成 19 年 11 月） ・朝霞駅前出張所の開所（平成 19 年 5 月） ・朝霞駅前出張所バスポートコーナー開設（平成 25 年 10 月） ・バスポートの申請・交付業務
他の自治体などとの情報のネットワーク化や公共施設の相互利用、消防・防災など、広域的な連携を図り、より効率的で効果的な行政運営に努めます。	
効率的で柔軟な財政運営を図るため、課税自主権の活用など自主財源の確保と依存財源の計画的な活用を図るとともに、経常経費の抑制と事務事業の見直し、民間の活用などを進めます。また、市民の理解を得る中で、受益者負担の原則に基づく負担の見直しに努めます。	・枠配分予算の導入（平成 23 年 4 月） ・水道事業会計を除く特別会計への枠配分予算の導入（平成 25 年 4 月） ・自動販売機設置に関する入札の導入（平成 23 年 10 月） ・コミュニティセンター（平成 26 年 8 月）、産業文化センター（平成 26 年 11 月）の附属設備の有料化
行政評価システムの構築と PDCA サイクルの確立に努め、効果的で計画的な行財政運営を進めます。	・事務事業評価の一部試行（平成 19 年度） ・事務事業評価の全面試行（平成 20 年度） ・事務事業評価の実施、施策評価の全面試行（平成 21 年度から） ・事務事業評価、施策評価の実施及び外部評価（試行的）の実施（平成 22 年度から） ・行政評価制度の外部評価の拡充（平成 23 年 4 月から）

◆大柱ごとの現況・成果（ ）は H22 年の値

大柱	行政評価結果	市民満足度	現況（他市比較含む）
(1) 市民参画	集計中 (2.00)	0.392 (0.492)	○市民満足度をみると、市政に関心を持つ市民が平成 6 年の調査以降増加しているが、うち「非常に関心を持つ」市民は年々減少している。 ○市民の意見・要望が市政に反映されていると思う市民は、26.4%（平成 21 年：33.2%）。 ○意見や要望を市に伝えたい場合の手段として多いのは、「担当課へ行くか電話をする（40.2%）」、「「市への意見・要望」などを利用する（29.5%）」。
(2) 行政	集計中 (2.00)	0.177 (0.179)	○市民意識調査をみると、満足度も低い（30 位／全 32 項目）が、重要度も低い（26 位／全 32 項目）結果となっている。
(3) 財政	集計中 (1.67)	0.182 (0.146)	○市民満足度をみると、不満に感じる市民の割合は 12.7%で 4 位、満足度ポイントはワースト 3 位（32 項目中）。
平均	集計中 (1.89)	0.250 (0.272)	○平成 22 年と比較すると、大柱(3)では市民満足度は向上しているが、他の大柱では低下しており、平均ではわずかに低下している。
全分野の平均		0.395 (0.348)	

◆社会経済の潮流（国・県等の動き）

市民参画、協働型社会推進に向けた環境整備	○300 を超える地方自治体で自治基本条例が制定されるなど、地域の自治や市民参画、協働型社会の推進に向けた環境整備が進められている。
財政状況	○国・地方の財政は、歳出面では子育て対策や、高齢者、障害者、生活困窮者への支援などにより社会保障関係経費が一貫して増加する一方、歳入面では景気の低迷により税収が低い水準となっており、構造的な課題を抱えている。 ○公共施設は急速な老朽化の進行が懸念されており、今後、維持管理・更新費の増大により、財政が圧迫されることが懸念される。各自治体でも施設の経営管理マネジメントの重要性が認識され、導入が進められている。 ○朝霞市の財政状況は、市税収入の減少や社会保障経費等の増加に対応するため、市の貯金である財政調整基金を使用してきた結果、残高が減少し、大変厳しい状況にある。また、今後、人口構造の変化に伴いさらに厳しくなることも予想される。
地方分権、地域力向上への取組	○H12 年の地方分権一括法の施行以降、地方分権が進められてきた。また、地域の良さ・資源を活かし、地域独自のまちづくりが進められようとしている。市民や民間セクターの資金により、まちづくりを進めていく手法も広がりを見せている。
行財政改革	○「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（集中改革プラン）」が公表され（平成 17 年）、国も地方自治体も様々な形で行財政改革に取り組んできた。また、持続可能な財政運営の確立に向けた取り組みや発生主義と複式簿記の考え方を導入した新公会計制度の整備が進められている。

◆これからのまちづくりへの市民意見・市民ニーズ（市民意識調査、青少年アンケート結果から）

市政に対する関心	○市民満足度をみると、市政に関心を持つ市民が平成 6 年の調査以降増加しているが、うち「非常に関心を持つ」市民は年々減少しているが、「年代別」では 50 歳以上が平均を上回っており、「居住年数別」では 30 年以上が平均を上回っている。
意見・要望の市政への反映	○意見や要望を市に伝えたい場合の手段として多いのは、「担当課へ行くか電話をする（40.2%）」、「「市への意見・要望」などを利用する（29.5%）」。 ○市民の意見・要望が市政に反映されていると思う市民は、26.4%（平成 21 年：33.2%）。
まちづくりへの市民参加意欲	○平成 16 年の調査以降「まちづくりへの参加意欲」は 6 割前後となっているが、「年代別」では 50 歳代の方が 7 割近くの方の関心が高く、「居住年数別」では 5～29 年の方の参加意欲が平均を上回っている。 ○「朝霞市のまちづくり」に興味・関心がある青少年は 55.2%で半数を超えている。
市民の費用負担の考え方	○「行政サービス維持・充実のために市民の負担が増えるのは仕方がない」が 36.6%、「行政サービスを直接受ける人の負担を増やすべきで、市民全体の負担増には反対である」が 32.4%、「市民全体の負担が増えないように、行政サービスをある程度廃止、縮小する必要がある」が 14.5%、「わからない」が 13.0%。
行政改革の優先事項	○行政改革を進める中で優先的に取り組むべき事項で多いのは、「議員など特別職の報酬の見直し（31.3%）」、「議員定数の削減（24.6%）」、「施策・事業の優先度の明確化（20.6%）」で上位となっている。
取組の重要度、満足度	○平成 21 年調査と比較すると、「市民参画」については、“力を入れる必要性が低い項目”から“状況に応じて取り組むべき項目”と変化している。

◆次期計画に向けた課題・論点

【行政全般】 ○市民と行政との関係性が大きく変化してきている流れの中で、市の取組にも変化が見られるようになったが限定的なものである。間接民主制の地方自治制度の中で、主権者である市民と行政がどのように信頼関係を築いていくかが問われている。現時点では、市民との行政が対等に向き合い理解し合う取組が必要であり、次期計画に向け、そうした流れを作っていくことが課題である。 ○現行の第 4 次総合振興計画については、近年、財政的な制約が生じてきているものの順調に進行している。しかしながら、少子高齢化や社会経済状況を見通し、将来を見据えた行財政の健全化は大きな課題である。 ○行政に関する高い透明性と適切な説明責任は、今日的な行政の基本である。本市の各種制度は、基本的には県内他市の平均とする水準を満たしているが、運用面での改善や工夫の余地はあると思われる。市民が求める情報を、的確に整理して発信する努力が必要である。 ○行政事務については、国や県が進める分権により進展している部分もあるが、限定的な移譲であるため実質的な市民サービスの向上に結びついていない。また、権限移譲により市の負担増が課題となっている。
【財政】 ○歳入が急激に伸びることが見込めない中、年々増加する社会保障関係経費や普通建設事業を始めとする財政負担が増大する事業に取り組むに際して、健全財政を維持するために、事業の見直し等を行う必要がある。
【公共施設】 ○今後の人口推移や財政状況を踏まえ、市の公有財産である建物、上・下水道、道路・橋梁などの機能を有効に活用すると共に、効率的な施設管理を行うため、ファシリティマネジメントの導入及び推進に努める必要がある。 ○協働指針に基づいた市民等と行政との協働事業は、各担当課において様々な形態で行われているが、協働事業を担える NPO など市民活動団体等の特性・能力等の情報共有化や、職員の意識向上などが必要である。